

## 定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和7（2025）年度補正予算概要……………	1
2 令和8（2026）年度予算概要……………	2～3
3 函館市国際水産・海洋総合研究センター条例の一部を改正する条例の骨子	4～5
4 函館市過疎地域持続的発展計画について……………	6～8
5 令和8（2026）年度公益財団法人北海道学術振興財団 事業計画の報告について……………	9～11
6 令和8（2026）年度一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構 事業計画の報告について……………	12～15

# 1 令和7（2025）年度補正予算概要

一般会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
積立基金運用収入	140	企業版ふるさと納税基金分増	140
指定寄付金	304	地域振興基金分	304
ふるさと寄付金	100	公共交通運転手確保事業費分	100

[歳出]

総務費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
企 画 費	9,855	市民協働推進費増	1,026
		地域交流まちづくりセンター運営対策費	1,026
		公共交通整備促進費増	8,829
		バス生活路線維持費補助金増	8,829

## 2 令和8（2026）年度予算概要

一般会計

[歳出]

総務費

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
広報広聴関係経費	102,246	市政はこだて発行費 テレビ・ラジオ放送費 ほか	(その他) 広告収入 3,974 その他の雑入 1,665
外部人材活用 関係経費	1,121	外部人材活用関係経費	
地域振興推進費	4,167	企業版ふるさと納税推進費 政府予算関連等要望経費 ほか	
移住・定住促進費	30,827	移住・定住者誘致推進事業費 移住支援金	(道)地方創生対 策推進費補助金 16,650 (その他) 移住・定住・交 流推進支援事業 助成金 1,000
国際水産・海洋 都市構想推進費	119,751	国際水産・海洋総合研究センター 管理運営経費 一般財団法人函館国際水産・ 海洋都市推進機構補助金 臨海研究所管理運営経費 ほか	(その他) 国際水産・海洋 総合研究センター使 用料 11,221 臨海研究所使用 料 3,278 その他の雑入 2,479
地域水産業創生 事業費	54,462	地域水産業創生計画推進費 大学振興・地域水産業創生事業補助金	(国)地方大学・ 地域産業創生交 付金 33,705 (その他) 地域振興基金繰 入金 20,600
市民協働推進費	65,949	地域交流まちづくりセンター管理運営経費	(その他) 地域交流まちづ くりセンター使用料 8,398
広域行政推進費	4,157	渡島総合開発期成会負担金 ほか	
国際化施策推進費	53,791	地域国際化促進費 ロシア極東連邦総合大学函館校 支援補助金 国際交流促進費 ほか	(国)外国人受入 環境整備交付金 1,846
総合計画等推進費	4,500	総合計画策定費	
公共交通整備 促進費	121,444	新幹線函館駅乗り入れ検討調査費 公共交通運転手確保事業費 バス生活路線維持費補助金 道南いさりび鉄道株式会社 経営安定化補助金 函館市地域公共交通協議会負担金 地域公共交通網形成促進費 ほか	(その他) 地域振興基金繰 入金 1,000 その他の雑入 7,703
青函連絡船記念館 摩周丸運営経費	18,204	青函連絡船記念館摩周丸管理委託料 ほか	(その他) その他の雑入 71

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
函館圏公立大学 広域連合負担金	1,855,384	運営費分 事務員費分	1,567,397 287,987
地域デジタル 推進費	5,259	地域デジタル推進費	

[債務負担行為]

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
地域交流まちづくりセンター 管 理 委 託 料	令和9(2027)年度から令和11(2029)年度まで	2,092

3 函館市国際水産・海洋総合研究センター条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

実習室の使用料の区分を改めるため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和8年4月1日

## 函館市国際水産・海洋総合研究センター条例 新旧対照表

現 行	改 正 案																																						
<p>(使用料)</p> <p>第11条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 共用実験施設(使用の許可を受けた期間が引き続き1月以上であるものを除く。)、実習室および会議室の使用料は、前納とする。ただし、市長が特に認めるときは、後納することができる。</p> <p>7 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。</p> <p>別表(第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">実習室</td> <td style="text-align: center;">実習室(1)</td> <td style="text-align: center;">1時間までごとに</td> <td style="text-align: center;">300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実習室(2)</td> <td style="text-align: center;">1時間までごとに</td> <td style="text-align: center;">400円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考 (略)</p>	区 分		使用料		単位	金額	(略)				実習室	実習室(1)	1時間までごとに	300円	実習室(2)	1時間までごとに	400円	(略)				<p>(使用料)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>別表(第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">実習室</td> <td style="text-align: center;">1時間までごとに</td> <td style="text-align: center;">700円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考 (略)</p>	区 分		使用料		単位	金額	(略)				実習室	1時間までごとに	700円		(略)		
区 分			使用料																																				
		単位	金額																																				
(略)																																							
実習室	実習室(1)	1時間までごとに	300円																																				
	実習室(2)	1時間までごとに	400円																																				
(略)																																							
区 分		使用料																																					
		単位	金額																																				
(略)																																							
実習室	1時間までごとに	700円																																					
	(略)																																						

#### 4 函館市過疎地域持続的発展計画について

(計画期間：令和 8 (2026)年度～令和 12(2030)年度)

##### (1) 内容

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定により，議会の議決を経て，函館市過疎地域持続的発展計画を定める。

##### (2) これまでの経過

- ・ 令和 7 (2025)年 1 1 月  
計画（素案）の決定（令和 7 年 1 1 月 4 日 政策会議）
- ・ 令和 7 (2025)年 1 2 月～令和 8 (2026)年 1 月  
パブリックコメント手続の実施
  - ※実施期間：令和 7 年 1 2 月 8 日～令和 8 年 1 月 9 日
  - ※実施結果：5 名／7 件 意見による修正なし北海道との正式協議の実施（令和 8 年 1 月 2 9 日回答）
- ・ 令和 8 (2026)年 2 月  
令和 8 年第 1 回定例会へ議案提出

##### (3) 計画の概要

別紙のとおり

# 函館市過疎地域持続的発展計画の概要 (令和8(2026)年度～令和12(2030)年度)

## 1 策定の背景・趣旨

- \* 本計画は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、地域資源を活用し、過疎債や税制優遇といった財政上の支援措置等を活用しながら、過疎地域の持続的発展をめざす指針として策定するものであり、現計画（令和3～7年度）が本年度末で満了することから、「北海道過疎地域持続的発展方針」および本市の人口減少対策を取りまとめた「第3期函館市活性化総合戦略（2025～2029）」を踏まえて、新たな計画を策定するものである。
- \* 本市においては、旧4町村地域が「過疎地域」として指定されているが、旧函館市域についても令和8(2026)年度までは、財政上の支援措置等を受けられる経過措置が適用されるため、新たな計画においては、令和8(2026)年度は全市域を対象とし、令和9(2027)年度～令和12(2030)年度は旧4町村地域のみを対象とする。

## 2 計画期間

- \* 令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5箇年

## 3 持続的発展に向けた取り組みの方向

- \* 恵まれた観光資源や水産資源を有するほか、交通の要衝であること、多様な学術研究機関が集積していることなど、本市の優位性を生かしながら、シティセールスや企業誘致に取り組むとともに、若者や女性、高齢者等の多様な人材が働きやすい環境の整備や担い手確保、地場産品の販路拡大などを図ることで、しごとの創出と地域経済の活性化を図る。また、本市の魅力を発信するなど、関係人口・定住人口の増加につながるような取組を進めるとともに、広域交通ネットワークの充実を図り、住むひと・訪れるひとにとって魅力あるまちづくりを推進する。
- \* 家庭環境や経済状況などによらず、安心して子育てや学ぶことのできる環境整備を図るなど地域の将来を担う人材が育まれるまちをめざすとともに、医療・福祉サービスの維持や、町会の活性化のほか、公共交通など生活に不可欠なサービスの確保など、あらゆる世代が安心して暮らすことができる基盤を整える。
- \* こうした施策を通じて、人口減少のスピードを緩やかにするとともに、誰もが暮らし続けたい、訪れたいと思うまちづくりを進め、市民の幸福度（ウェルビーイング）の向上をめざす。

## 4 新たな計画の基本方針

- \* 「第3期函館市活性化総合戦略」に掲げる基本目標を踏まえて、次の4項目を基本方針に位置付ける。

- ① 結婚・出産の希望がかない、未来をひらくひとが育つまちをめざす
- ② 働きがいのあるしごとの創出と地域経済の活性化をめざす
- ③ いつまでも健康で充実した生活を送ることができるまちをめざす
- ④ 住むひと・訪れるひとにとって、魅力あるまちをめざす

## 5 基本目標の設定

- \* 「第3期函館市活性化総合戦略」に掲げる数値目標を踏まえ、次の2項目を基本目標に設定する。また、計画の達成状況を毎年度評価し、その結果を改善につなげる。

	項目	基準値	目標値
基本目標1	20～29歳人口に対する市外への転出超過の割合	△2.32% 〔令和5年〕	△2.02%以内 〔令和12年〕 ※2070年に転出超過を解消
基本目標2	納税義務者1人あたり課税対象所得	3,037千円 〔令和5年〕	道内市町村の平均以上をめざす 〔令和12年〕

## 6 施策別項目および主な施策

① 移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規学卒者の本市への就職促進</li> <li>・ 定住自立圏や青函圏との連携促進</li> <li>・ 未来のIT人材の育成推進</li> </ul>
② 産業の振興
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業・漁業の経営近代化施設の整備</li> <li>・ 農業・漁業の後継者等の育成・確保への支援</li> <li>・ 農水産物の高付加価値化</li> <li>・ 地域産品等の国内外販路の拡大</li> <li>・ 企業誘致の推進</li> <li>・ 新たな観光資源の創出や広域観光の充実</li> <li>・ 雇用対策の推進</li> </ul>
③ 地域における情報化
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災行政無線の整備</li> </ul>
④ 交通施設の整備, 交通手段の確保
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域内幹線道路や生活道路の整備</li> <li>・ 持続可能な公共交通網の構築</li> </ul>
⑤ 生活環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上下水道の整備</li> <li>・ 廃棄物処理施設の整備</li> <li>・ 消防・救急施設の整備</li> <li>・ 防災意識の向上や地域防災力の強化</li> <li>・ 空き家の除却への支援</li> </ul>
⑥ 子育て環境の確保, 高齢者等の保健および福祉の向上および増進
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て支援の推進や保育サービスの向上</li> <li>・ 福祉拠点の整備・運営</li> <li>・ 障がい福祉サービスの提供</li> <li>・ 健康づくり事業の推進</li> </ul>
⑦ 医療の確保
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療施設設備の整備</li> <li>・ 夜間診療や救急医療体制の充実</li> </ul>
⑧ 教育の振興
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校舎等の整備</li> <li>・ スクールバスの運行</li> <li>・ 地域の特性を生かした生涯学習の推進</li> <li>・ 地域コミュニティ施設や体育施設の整備</li> <li>・ 教育費負担に対する支援</li> </ul>
⑨ 集落の整備
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活交通路線の維持</li> <li>・ 集落の活性化を担う人材の育成・確保</li> </ul>
⑩ 地域文化の振興等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縄文遺跡などの整備・活用</li> <li>・ 歴史的建造物の保存・活用</li> </ul>
⑪ 再生可能エネルギーの利用の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種発電システムの導入</li> <li>・ 新エネルギー等システム設置への支援</li> </ul>
⑫ その他地域の持続的発展に関し必要な事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣被害の防止対策</li> </ul>

\* 令和9年度以降は旧4町村地域で実施する事業のみが対象となるが、計画上は旧函館市域で実施する事業との区別はせず、多様な事業を登載する。

5 令和8（2026）年度公益財団法人北海道学術振興財団事業計画の報告について

（自 令和8（2026）年4月 1日  
至 令和9（2027）年3月31日）

(1) 事業計画

ア 情報科学を中心とする学術研究および学術交流の支援にかかわる事業  
（定款第4条第1号に掲げる事業）

(ア) 学術研究支援事業

情報科学分野の先端的な研究を支援するため、道南圏の高等教育機関の教員に対して、選考のうえ、民間企業など外部機関との共同研究について、「地域連携枠」として1件あたり1,500千円を上限として研究費の助成を行う。また、「一般枠」として共同研究の有無によらず、1件あたり1,000千円を上限として、研究費の助成を行う。さらに、「若手研究者支援枠」として大学等と雇用関係にある若手の教員・研究者に対して、1件あたり500千円を上限として、研究費の助成を行う。

(イ) 海外視察等支援事業

学術研究の交流を支援するため、道南圏の高等教育機関の教員・研究者、学部4年生（高等専門学校の専攻科の2年生を含む。）および大学院生の海外での学会参加および視察について、選考のうえ、1件あたり200千円を上限として、学会参加等経費の助成を行う。

(ウ) 海外交流支援事業

学術研究の交流を支援するため、道南圏の高等教育機関の学部4年生（高等専門学校の専攻科の2年生を含む。）および大学院生の海外の高等教育機関への留学について、選考のうえ、1件あたり300千円を上限として、留学経費の助成を行う。

イ 学術研究成果の普及および科学技術の啓発にかかわる事業

（定款第4条第2号に掲げる事業）

(ア) 学術研究成果普及事業

財団の概要、事業実績等について、会報「北海道学術振興財団ニュース」の発行やホームページを活用し、広く周知する。

(イ) 科学技術啓発事業

サイエンス・サポート函館が行う「はこだて国際科学祭」などと連携し、科学技術の普及、振興にかかわる活動を行う。

## (2) 収支予算書

(単位:千円)

区分	科目		予算額	前年度予算額	増減	
	大科目	中科目				
事業活動の収入支	基本財産運用収入		4,365	4,365	0	
		基本財産利息収入	4,365	4,365	0	
	特定資産運用収入		265	308	△ 43	
		特定資産利息収入	265	234	31	
		特定資産売却益収入	0	74	△ 74	
	会費収入		50	50	0	
		賛助会員会費収入	50	50	0	
	雑収入		1	1	0	
		受取利息収入	1	1	0	
	事業活動収入 計 (A)			4,681	4,724	△ 43
	事業費支出			9,784	9,854	△ 70
		学術研究支援事業費支出		8,000	8,000	0
		海外視察等支援事業費支出		600	600	0
		海外交流支援事業費支出		600	600	0
		学術研究成果普及事業費支出		114	114	0
科学啓発事業開催事業費支出		350	420	△ 70		
その他事業費支出		120	120	0		
管理費支出			850	948	△ 98	
	管理費支出		850	948	△ 98	
事業活動支出 計 (B)			10,634	10,802	△ 168	
事業活動収支差額 (C)=(A)-(B)			△ 5,953	△ 6,078	125	

(単位:千円)

区分	科目		予算額	前年度予算額	増減
	大科目	中科目			
投資	基本財産取崩収入		0	0	0
		基本財産償還収入	0	0	0
資産	特定資産取崩収入		7,722	7,749	△ 27
		助成事業積立資産取崩収入	7,722	7,749	△ 27
活動	投資活動収入 計 (D)		7,722	7,749	△ 27
収入	基本財産取得支出		0	0	0
		基本財産取得支出	0	0	0
の	特定資産取得支出		0	0	0
		助成事業積立資産取得支出	0	0	0
支	投資活動支出 計 (E)		0	0	0
部	投資活動収支差額 (F)=(D)-(E)		7,722	7,749	△ 27
収 支 差 額 (G)=(C)+(F)			1,769	1,671	98
予 備 費 支 出 (H)			100	100	0
当 期 収 支 差 額 (I)=(G)-(H)			1,669	1,571	98
前 期 繰 越 収 支 差 額 (J)			△ 5,374	△ 5,821	447
次 期 繰 越 収 支 差 額 (K)=(I)+(J)			△ 3,705	△ 4,250	545

6 令和8（2026）年度一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構事業計画の報告について

〔 自 令和8（2026）年4月 1日 〕  
〔 至 令和9（2027）年3月31日 〕

(1) 事業計画

ア 水産・海洋に関する学術研究機関の集積に関わる事業

(定款第4条第1項第1号に掲げる事業)

函館市国際水産・海洋総合研究センター（以下「海洋研究センター」という。）の入居機関をはじめ、地域の学術研究機関や企業との産学官連携を促進することで、地域が抱える水産・海洋関連の様々な課題に対し、学術研究機関が有する知見を活かし解決を図るとともに、新たな学術研究機関や企業、学会などの誘致活動を通じて、関連機関の集積を促し、水産・海洋分野の研究開発拠点の構築を目指す。

また、包括連携協定を締結している国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）とは、引き続きイベント等の開催や学術研究の交流など連携強化に向けた取り組みを進めるとともに、北海道大学地域水産業共創センター等との連携を密にし、国内外の大学や関係機関との交流を深める。

イ 地域と学術研究機関の連携に関わる事業

(定款第4条第1項第2号に掲げる事業)

令和4年度から函館市や北海道大学等と連携して取り組んでいる「函館マリカルチャープロジェクト」（地方大学・地域産業創生交付金事業）について、引き続き地域の戦略的魚介藻類の持続可能な生産に関わる研究開発事業を推進する。

また、各種競争的研究資金獲得のための情報収集や情報提供のほか、SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえて、主要水産物であるイカやコンブをはじめ、新たな水産物や未利用資源などへ着目した新分野における研究開発の発掘など、学術研究機関や水産・海洋関連企業などに対する共同・受託研究事業等の企画提案に向けて、地域の産業・経済界をはじめ学術研究機関や企業などを繋ぐコーディネート機能を活かし、地域と学術研究機関が連携した地域の活性化に資する事業を促進する。

ウ 観光と学術研究機関の融合に関わる事業

(定款第4条第1項第3号に掲げる事業)

海洋研究センターを訪れる利用者からのニーズが高い海洋研究センター内の魚類展示について、函館近海に生息する魚類をはじめ、現在研究を進めているキングサーモンなどの展示の充実を図るとともに、海洋研究センターを水産・海洋教育の場として活用していただくため、地元の小中学生や修学旅行生向けの体験プ

プログラムの提供や「イカ・サーモン」などに関する体験学習の充実を図る。

#### エ 水産・海洋と市民生活の調和に関わる事業

(定款第4条第1項第4号に掲げる事業)

市民一人ひとりがもっと「海」を知り、「海」と親しみ、「海」と生活との関わりを深めることで、函館国際水産・海洋都市構想への関心を高めてもらうことを目的に、「海」をキーワードとした市民参加型イベントとして「函館マリネフェスティバル2026」を海洋研究センターを会場に開催する。

また、市民に函館の豊かな水産資源に関する学習機会を提供するための水産・海洋教育プログラムの実施や、函館市教育委員会が推進している海洋STEAM教育への協力、海洋研究センター入居機関による「研究成果報告会」などを開催するほか、大型実験水槽での実験の一般公開による研究紹介、エントランスホールの展示内容の充実を図るなど、入居機関のアウトリーチ活動を支援する。

#### オ 水産・海洋分野等に関わる調査・研究に関する事業

(定款第4条第1項第5号に掲げる事業)

近年、スルメイカ漁業の不振によりイカの原料不足が課題となっており、イカの生産・流通・加工業界では極めて厳しい状況下にあることから、引き続き「函館頭足類科学研究所」において、イカの生態や資源変動について調査・研究を行う。

また、当機構が地域の学術研究機関や海洋研究センター入居機関等と実施する受託研究・共同研究にも引き続き取り組む。

#### カ 広報に関わる事業

函館国際水産・海洋都市構想および海洋研究センターに関するパンフレットやニュースレターを発行するとともに、ホームページの管理運営やメールマガジンの配信について内容の充実を図るなど、きめ細かな情報の提供に努める。

#### キ 海洋研究センターの管理運営に関わる事業

海洋研究センターの指定管理者として、フォーラム機能（貸研究室業務や各種団体活動のための場所の提供）やシンクタンク機能（研究開発や技術開発の支援と知財の集積）、ハブ機能（入居学術研究機関と企業との産学連携の促進）の充実を図るなど、施設の効率かつ効果的な管理運営に努める。

また、海洋研究センターが供用開始されて13年目を迎えることから、施設・設備の継続的・安定的な稼働を維持するため、計画的な修繕に努める。

## (2) 収支予算書

(単位:千円)

区分	科目		予算額	前年度予算額	増減	
	大科目	中科目				
事業活動収入の部	基本財産運用収入		0	0	0	
		基本財産利息収入	0	0	0	
	事業収入		149,285	147,838	1,447	
		函館市受託事業収入	149,285	147,838	1,447	
		検定料収入	0	0	0	
	補助金等収入		14,072	15,141	△ 1,069	
		国庫補助金収入	0	0	0	
		地方公共団体補助金収入	14,032	14,601	△ 569	
		民間助成金収入	40	40	0	
		受託研究費収入	0	500	△ 500	
	雑収入		194	154	40	
		雑収入	166	154	12	
		受取利息収入	28	0	28	
	支	事業活動収入計 (A)		163,551	163,133	418
	の	事業費支出		1,843	2,267	△ 424
水産・海洋と市民生活の調和事業費支出			1,352	1,763	△ 411	
広報に関わる事業費支出			491	504	△ 13	
部	受託事業費等支出		149,350	148,378	972	
		函館市受託事業費支出	149,350	147,878	1,472	
		受託研究事業費支出	0	500	△ 500	

(単位:千円)

区分	科目		予算額	前年度予算額	増減
	大科目	中科目			
事業活動収支の部	管理費支出		12,358	12,488	△ 130
		管理費支出	12,358	12,488	△ 130
		その他支出	0	0	0
	事業活動支出計 (B)		163,551	163,133	418
	事業活動収支差額 (C)=(A)-(B)		0	0	0
	予備費支出 (D)		0	0	0
	当期収支差額 (E)=(C)-(D)		0	0	0
	前期繰越収支差額 (F)		0	0	0
	次期繰越収支差額 (G)=(E)+(F)		0	0	0